

第二号議案

大分県営体育施設利用規則の一部改正について

大分県営体育施設利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県営体育施設利用規則の一部を改正する規則

大分県営体育施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県立スポーツ施設利用規則

第一条中「大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例」を「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に、「大分県営体育施設」を「大分県立スポーツ施設」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第二条第一項の表以外の部分中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項の表中

「体育施設

」を

「スポーツ施設

」に改め、

同表の大分県立総合体育館（以下

「総合体育館」という。）の項の前に次のように加える。

大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）

午前八時三十分から午後九時まで

第二条第二項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）」を「休日」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

武道スポーツセンターの休業日は、次のとおりとする。

一 十二月二十九日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで

二 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

第四条第一項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ものは」の下に「、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により」を加え、「第一号様式」を「第二号様式」に、「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に「、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第四号様式）を」を加え、「第三号様式」を「第五号様式」に、「第四号様式」を「第六号様式」に改める。

第五条中「かわららず、」の下に「武道スポーツセンターの武道場又はトレーニングルームを個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために多目的競技場を個人で利用する場合並びに」を加え、「及び卓球又は」を「、卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及び」に改める。

第六条を次のように改める。
（使用料の納期）

第六条 武道スポーツセンター又は総合体育館の利用の許可を受けたものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書の交付を受ける際、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書の交付を受ける際、同条第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会が指定する日までに納入することができる。

2 回数券により武道スポーツセンターのトレーニングルーム又は総合体育館のトレーニングルームを利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際、同条第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。

第七条第一項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に「、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書（第七号様式）により」を加え、「第六号様式」を「第八号様式」に、「第七号様式」を「第九号様式」

に改め、同条第二項中「ときは」の下に「、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書（第十号様式）を」を加え、「第八号様式」を「第十号様式」に、「第九号様式」を「第十二号様式」に改める。

第八条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、「ときは」の下に「、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届（第十三号様式）により」を加え、「第十号様式」を「第十四号様式」に、「第十一号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十条第一項及び第十二条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第十一号様式中「第十一号様式」を「第十五号様式」に、「大分県立体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十号様式中「第十号様式」を「第十四号様式」に、「大分県立体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第九号様式中「第九号様式」を「第十二号様式」に、「大分県立体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十二号様式とし、同様式の次に次の様式を加える。

第13号様式（第8条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用中止届

年 月 日

殿

住 所
 申請者
 氏 名
 [団体にあつては、その
 名称及び代表者の氏名]
 郵便番号
 電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的			
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 時 分～ 午後 時 分	年 月 日 曜日 午前 時 分 午後 時 分
利用許可のあつた施設			
利用中止の理由			
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第 号
※ 納付済使用料	円		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第八号様式中「第八号様式」を「第一号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第十一号様式とする。
第七号様式中「第七号様式」を「第九号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第九号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第10号様式（第7条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第六号様式中「第六号様式」を「第八号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県スポーツ施設管理規則」に改め、同様式を第八号様式とする。
第五号様式を次のように改め、同様式を第七号様式とする。

第7号様式（第7条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住 所
 申請者
 氏 名
 [団体にあつては、その
 名称及び代表者の氏名]
 郵便番号
 電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※ 承認年月日	年 月 日	※ 承認番号	第 号
※ 使 用 料	円		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第四号様式中「第4号様式」を「第6号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第六号様式とする。
第三号様式中「第3号様式」を「第5号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第五号様式とする。
第二号様式中「第2号様式」を「第3号様式」に、「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改め、同様式を第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第4条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日 午前 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
使用料	円	積算内訳 (附属設備使用料については、別途通知します。)			
使用料納付期限	年 月 日まで				
許可条件					

第一号様式中「第一号様式」を「第二号様式」に、「大分県漁業施設利用規則」を「大分県漁業施設利用規則」に改め、同様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式（第4条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立武道スポーツセンターの施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分	～	年 月 日 曜日 午前 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第	号	
※使用料	円	積算内訳			

注 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第 号)の施行の日から施行する。ただし、題名及び第一条の改正規定、第二条、第四条、第七条第一項及び第八条の改正規定(「体育施設」を「スポーツ施設」に改める部分に限る。)、第十条第一項及び第十二条の改正規定並びに第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第十一号様式までの改正規定(「大分県営体育施設利用規則」を「大分県立スポーツ施設利用規則」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県営体育施設利用規則第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第十一号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

提案理由

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十八号)の一部改正により大分県立武道スポーツセンターを設置することとしたことに伴い、同センターの利用に関して必要な事項を定める必要があるので提案する。

大分県営体育施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

改正案		現行															
<p>大分県立スポーツ施設利用規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十八号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、大分県立スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第二条 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p>		<p>大分県営体育施設利用規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十八号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、大分県営体育施設（以下「体育施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第二条 体育施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>スポーツ施設</td> <td>利用時間</td> </tr> <tr> <td>大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）</td> <td>午前九時から午後十時まで</td> </tr> </table>	スポーツ施設	利用時間	大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで	大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）	午前八時三十分から午後九時まで	大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで	<table border="1"> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）</td> <td>午前九時から午後十時まで</td> </tr> </table>	（新設）	（新設）	大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）	午前八時三十分から午後九時まで	大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで	<p>2 条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項のスポーツ施設の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ大分県教育委員会（以下「教育委員会」とい</p>	<p>2 条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の体育施設の利用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ大分県教育委員会（以下「教育委員会」とい</p>
スポーツ施設	利用時間																
大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																
大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																
大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで																
（新設）	（新設）																
大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）	午前八時三十分から午後九時まで																
大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）	午前九時から午後十時まで																

う。)の承認を受けなければならない。

(休業日)

第三条 武道スポーツセンターの休業日は、次のとおりとする。

- 一 十二月二十九日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで

二 木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下単に「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

2| 総合体育館の休業日は、次のとおりとする。

- 一 十二月二十八日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月四日まで

二 火曜日(休日

に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

3| 庄内屋内競技場の休業日は、次のとおりとする。

- 一 十二月二十八日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで

二 月曜日(休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

4| 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は前三項に規定する休業日に開業することができる。この場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の申請等)

第四条 スポーツ施設(設備を含む。以下同じ。)を利用しようとするものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道

う。)の承認を受けなければならない。

(休業日)

(新設)

第三条 総合体育館の休業日は、次のとおりとする。

- 一 十二月二十八日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月四日まで

二 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下単に「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

2| 庄内屋内競技場の休業日は、次のとおりとする。

- 一 十二月二十八日から十二月三十一日まで及び翌年の一月一日から一月三日まで

二 月曜日(休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)

3| 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は前二項に規定する休業日に開業することができる。この場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(利用許可の申請等)

第四条 体育施設(設備を含む。以下同じ。)を利用しようとするものは

スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可申請書（第二号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第三号様式）により、指定管理者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可するときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第四号様式）を、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書（第五号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第六号様式）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

第五条 前条の規定にかかわらず、武道スポーツセンターの武道場又はトレーニングルームを個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために多目的競技場を個人で利用する場合並びに総合体育館の柔道場、剣道場、トレーニングルーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール又はフェンシング場を個人で利用する場合、卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及びバドミントンを行うために大体育室又は小体育室を個人で利用する場合の手続については、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

（使用料の納期）

第六条 武道スポーツセンター又は総合体育館の利用の許可を受けたものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書の交付を受ける際、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書の交付を受ける際、条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、

、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可申請書（第一号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第二号様式）により、指定管理者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、体育施設の利用を許可するときは、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書（第三号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第四号様式）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

第五条 前条の規定にかかわらず、総合体育館の柔道場、剣道場、トレーニングルーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール又はフェンシング場を個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために大体育室又は小体育室を個人で利用する場合の手続については、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

（使用料の納期）

第六条 総合体育館の利用の許可を受けたものは、大分県立総合体育館利用許可書の交付を受ける際、条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、

教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会が指定する日までに納入することができる。

2 回数券により武道スポーツセンターのトレーニングルーム又は総合体育館のトレーニングルームを利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 スポーツ施設の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該許可の内容を変更しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書(第七号様式)により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書(第八号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書(第九号様式)により、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書(第十号様式)を、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認書(第十一号様式)を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書(第十二号様式)を利用者に交付するものとする。

(利用の中止届)

第八条 利用者は、スポーツ施設の利用を中止しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届(第十三号様式)により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用中止届(第十四号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届

指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用を開始する時までに納入することができる。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 体育施設の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該許可の内容を変更しようとするときは、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書(第六号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書(第七号様式)により、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認書(第八号様式)を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書(第九号様式)を利用者に交付するものとする。

(利用の中止届)

第八条 利用者は、体育施設の利用を中止しようとするときは、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用中止届(第十号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届

(第十五号様式)により、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(使用料の不還付)

第九条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限等)

第十条 スポーツ施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
 - 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
 - 三 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
 - 四 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
 - 五 その他指定管理者がスポーツ施設の管理上必要と認め、禁止する行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、退去を命ずることができる。

(保安の責任)

第十一条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の利用に

(第十一号様式)により、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(使用料の不還付)

第九条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限等)

第十条 体育施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号から第五号までに掲げる行為について、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 めいていし、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為
 - 二 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。
 - 三 定められた場所以外で、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
 - 四 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
 - 五 その他指定管理者が体育施設の管理上必要と認め、禁止する行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、退去を命ずることができる。

(保安の責任)

第十一条 利用者は、利用者による入場者の整理、警備、設備の操作、保全等に伴い生じた事故については、責任を負わなければならない。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、体育施設の利用に

関し必要な事項は、教育長が別に定める。

関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第1号様式（第4条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立武道スポーツセンターの施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用施設名						
利用設備						
利用の目的						
利用の日時	年	月	日	曜日	午前 時 分 午後	～ 年 月 日 曜日 午前 時 分 午後
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー					
入場料等の徴収の有無	有	無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
※許可年月日	年	月	日	※許可番号	第	号
※使用料	円	積算内訳				

注 ※印欄は、記入しないこと。

（新設）

第2号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立総合体育館の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 時 分～	午後 時 分	年 月 日 曜日	午前 時 分 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第	号	
※使用料	円	積算内訳			

注 ※印欄は、記入しないこと。

第1号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立総合体育館の施設を利用したいので、大分県立体育施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 時 分～	午後 時 分	年 月 日 曜日	午前 時 分 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第	号	
※使用料	円	積算内訳			

注 ※印欄は、記入しないこと。

第3号様式（第4条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者 氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立庄内屋内競技場の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用目的			
利用日時	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後		
利用施設名	射 場	第一会議室	第二会議室 第三会議室
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー		
※受付年月日	※許可年月日	※許可番号	
年 月 日	年 月 日	第 号	

- 注 1 「利用施設名」欄は、該当する項目を○印で囲むこと。
2 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式（第4条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者 氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立庄内屋内競技場の施設を利用したいので、大分県営体育施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

利用目的			
利用日時	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後		
利用施設名	射 場	第一会議室	第二会議室 第三会議室
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） ー		
※受付年月日	※許可年月日	※許可番号	
年 月 日	年 月 日	第 号	

- 注 1 「利用施設名」欄は、該当する項目を○印で囲むこと。
2 ※印欄は、記入しないこと。

第4号様式（第4条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立武道スポーツセンターの利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分～	年 月 日 曜日	午前 午後
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
使用料	円	積算内訳 （附属設備使用料については、別途通知します。）			
使用料納付期限	年 月 日まで				
許可条件					

（新設）

第五号様式

第5号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立総合体育館の利用については、大分県スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 時 分～	午後 時 分	年 月 日 曜日	午前 時 分 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
使用料	円	積算内訳 (附属設備使用料については、別途通知します。)			
使用料納付期限	年 月 日まで				
許可条件					

第三号様式

第3号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立総合体育館の利用については、大分県営体育施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用施設名					
利用設備					
利用の目的					
利用の日時	年 月 日 曜日	午前 時 分～	午後 時 分	年 月 日 曜日	午前 時 分 午後 時 分
利用責任者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
入場料等の徴収の有無	有 無	入場料等の種類及び額	円	入場予定人員	延 人
使用料	円	積算内訳 (附属設備使用料については、別途通知します。)			
使用料納付期限	年 月 日まで				
許可条件					

第六号様式

第6号様式（第4条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立庄内屋内競技場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用目的	
利用日時	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後
利用施設名	射 場 第一会議室 第二会議室 第三会議室
利用責任者の住所及び氏名	電話番号 () —
許可条件	

第四号様式

第4号様式（第4条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた大分県立庄内屋内競技場の利用については、大分県営体育施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用目的	
利用日時	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後
利用施設名	射 場 第一会議室 第二会議室 第三会議室
利用責任者の住所及び氏名	電話番号 () —
許可条件	

第七号様式

第7号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住 所
 申請者 氏 名
 [団体にあつては、その
 名称及び代表者の氏名]
 郵便番号
 電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料			円

注 ※印欄は、記入しないこと。

第5号様式削除

第五号様式

第八号様式

第8号様式(第7条関係)

大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料	円		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第六号様式

第6号様式(第7条関係)

大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県営体育施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用の目的			
変更の内容			
変更の理由			
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第 号
※使用料	円		

注 ※印欄は、記入しないこと。

第九号様式

第9号様式（第7条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用目的			
変更の内容			
変更の理由			
※受付年月日 年 月 日	※承認年月日 年 月 日	※承認番号 第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第七号様式

第7号様式（第7条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県営体育施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用目的			
変更の内容			
変更の理由			
※受付年月日 年 月 日	※承認年月日 年 月 日	※承認番号 第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第10号様式(第7条関係)

大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備 考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

(新設)

第十一号様式

第11号様式（第7条関係）

大分県立総合体育館利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備 考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第八号様式

第8号様式（第7条関係）

大分県立総合体育館利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県営体育施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用の目的			
変更の内容			
使用料	納付済額	今回納付額	備 考
	円	円	
使用料納付期限	年 月 日まで		
許可条件			

第十二号様式

第12号様式（第7条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
変更の内容	
変更の理由	
許可条件	

第九号様式

第9号様式（第7条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた施設の利用の変更については、大分県営体育施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
変更の内容	
変更の理由	
許可条件	

第13号様式（第8条関係）

大分県立武道スポーツセンター利用中止届

年 月 日

殿

住所
申請者 氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的				
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 時 分 午後	～	年 月 日 曜日 午前 時 分 午後
利用許可のあつた施設				
利用中止の理由				
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第	号
※ 納付済使用料				円

注 ※印欄は、記入しないこと。

（新設）

第十四号様式

第14号様式（第8条関係）

大分県立総合体育館利用中止届

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的						
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設						
利用中止の理由						
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第	号		
※ 納付済使用料					円	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十号様式

第10号様式（第8条関係）

大分県立総合体育館利用中止届

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立総合体育館利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用の目的						
利用許可期間	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分～	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
利用許可のあつた施設						
利用中止の理由						
※ 許可年月日	年 月 日	※ 許可番号	第	号		
※ 納付済使用料					円	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十五号様式

第15号様式（第8条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用中止届

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用目的			
利用許可期間	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後		
利用許可のあつた施設			
利用中止の理由			
※受付年月日	※許可年月日	※許可番号	
年 月 日	年 月 日	第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十一号様式

第11号様式（第8条関係）

大分県立庄内屋内競技場利用中止届

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県営体育施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

利用目的			
利用許可期間	年 月 日 曜日 午前 時 分から 年 月 日 曜日 午前 時 分まで 午後 午後		
利用許可のあつた施設			
利用中止の理由			
※受付年月日	※許可年月日	※許可番号	
年 月 日	年 月 日	第 号	

注 ※印欄は、記入しないこと。

大分県営体育施設利用規則の一部改正について

1 改正理由

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年大分県条例第58号）の一部改正により大分県立武道スポーツセンターを設置することとしたことに伴い、同センターの利用に関して必要な事項を定める必要があるため

2 改正内容

(1) 大分県立武道スポーツセンターの利用に関する規定の整備

① 利用時間について（第2条第1項関係）

・午前8時30分から午後9時まで

② 休業日について（第3条第1項関係）

ア 12月29日から12月31日まで及び翌年の1月1日から1月3日まで

イ 木曜日（休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

③ 利用手続について（第4条、第5条、第7条及び第8条関係）

④ 使用料の納期について（第6条関係）

⑤ 利用許可申請書等の様式について（第1号様式、第4号様式、第7号様式、第10号様式及び第13号様式関係）

(2) 条文中の文言の変更

（題名、第1条、第2条、第4条、第7条第1項、第8条、第10条第1項、第12条及び様式関係）

- | | | |
|------------------|---|------------------|
| ① 「大分県営体育施設利用規則」 | → | 「大分県立スポーツ施設利用規則」 |
| ② 「県営体育施設」 | → | 「県立スポーツ施設」 |
| ③ 「体育施設」 | → | 「スポーツ施設」 |

3 施行期日

大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年大分県条例）の施行の日から当該利用規則を施行する（平成31年4月以降の武道スポーツセンター開館の日）。

ただし、以下の規定は公布の日から施行する。

- ・「県営体育施設」から「県立スポーツ施設」への変更に係る規定